

# 学外者の介入防止について

法学部 4 回生 川田広尚

第 66 回全学実行委員会に対し下記列挙の事項に基づく学外団体の介入防止措置を行い、もって自主的主体的な 11 月祭の実現を目指すことを提案する。

## 1.用語の定義

- ①「学外者」：京大生以外の個人、団体及び法人を指す
- ②「学外者の介入」：学外者が自主的・主体的な 11 月祭の実施を妨げ、または不当な利益を得ることをいう
- ③「学外者の援助」：学生及び学生団体が、11 月祭での企画において学外者から金銭、物品、技術・知識、人員等の提供を受けることをいう。

## 2.本提案の意義

『学生らによる自主的・主体的 11 月祭』宣言に掲げられているように、11 月祭は学生ら当事者の自主的主体的活動により価値が創造されるものであるから、その企画内容、企画形態は自由であり、尊重されるべきものである。しかし、同宣言でも言う通り、外部組織により干渉を受け、又は外部組織が不当な利益を得る場になってはならない。かかる学外者の不当介入は絶対に阻止しなければならない。

学外者の援助は 11 月祭の各企画をより充実ならしめるものでもあり、本来自由である。しかし、これが学外者の不当介入につながることはあってはならない。その調整を図るのが本議題の目的である。

## 3.規制案

### 3.1.本文

- ① 学外者の介入を禁じる。
- ② 第 66 回 11 月祭で学外者の援助を受けることを希望する個人及び団体はあらかじめ全学実行委員会に申し出なければならない。全学実行委員会は当該団体の希望する内容が学外者の不当介入に当たらない場合はこれを認めるものとする。
- ③ 全学実行委員会が認めていない学外者の援助を受けることを禁ずる。
- ④ 全学実行委員会は学外者の介入を招いた個人及び団体、及び故意または重過失により全学実行委員会への申し出を行わないで学外者の援助を受けた個人及び団体に対し、今年度または次年度以降の参加禁止、保証金の没収等、相応の措置を取る。

⑤ 全学実行委員会は学外者の介入の判断要素を示したガイドラインを作成し、公開する。また、過去の判断事例については、当時の規制内容とともに提示できるよう体制を整えるものとする。

⑥ 全学実行委員会は 11 月祭事務局にこれらの事務を委託する。ただし、当該団体の追放等、11 月祭へ一切の参加を認めないとする措置はこの限りでない。

⑦次年度以降の 11 月祭においては、「学外者の介入」を絶対的に阻止できる限りにおいて、参加団体及び個人の自主性・主体性を発揮できるよう、規制を緩和することを検討するものとする。

### 3.2.趣旨説明

「学外者」について広い定義を取っているものの、インカレサークル等、京大生が参加しているサークル等を過度に排除しないようにする必要はあるといえる。

④について、外形的には学外者の援助を受けているように見えてしまった企画について罰することは適当ではないと考え、単なる過失は外している。ただ、故意と同視できるほどの不注意がある場合には学外者の介入を招く蓋然性があったとして種々の措置を取ることは必要である。これは、今まで企業協賛を受けていなくても、企業協賛に見える企画態様であればそれをやめるように運用していたところを改める意味でもある。

⑤ガイドラインは毎年公開を想定している。また、先例集については、規制内容が今後変化していくことを踏まえる必要があるため、このような記載にしている。

⑥の「当該団体の追放等、11 月祭へ一切の参加を認めないとする措置」には当該企画内容（学外者の介入にあたる協賛等の態様）を変更しない限りは企画出展を認めないとする措置を含まない。

⑦は事前相談制（＝全学実行委員会 or 委託を受けた事務局の判断を受けなくとも企画出展者が学外者の援助を受けてよい体制）を念頭に置いている。

## 4.ガイドライン案

### 4.1.学外者の不当介入に当たる典型例

学生を傀儡にして企業の宣伝に利用されるような企画、例えば、学生 1 名を企画責任者に据えて、実際の企画実施者は企業の従業員をして実施し、その内容も専ら企業の販促活動（市販品のサンプリング等）に終始するような企画

### 4.2.学外者の不当介入に当たらない典型例

- ・単純に頒布物に対し、広告の出稿を受けるもの
- ・学生が関与するNPO法人等による企画
- ・営利企業、行政機関が関わる場合でも、学生が企画を管理しており、学生がその企画の趣旨内容を設定しているもの

### 4.3.学外者の不当介入の考慮要素

学外者の不当介入に当たるかどうかは下記の要素を含め、総合的に判断する。

- ・企画の準備及び当日の実行に関与する学生の数と学生以外の数の割合。学生以外が関与している

場合は平常京都大学内の課外活動等への関わりの割合をも斟酌する。

- ・企画における資金関係。特に、営利企業や行政機関等から資金や企画に関係する素材等を受け取っている場合には、その資金や素材等がなければおよそ不可能な企画でないかどうか。
- ・企画内容に対する関与の度合い。特に学生以外の参加者や部外者の具体的な指示があるかどうかや、暗黙の了解で意向を協力を反映しているかどうか。
- ・企画実施の経緯。特に発案者が学生であるのか学外者であるのか。

## 5.付帯決議

「学外者の介入」を判断するに際しては、平常京都大学で課外活動等を行っている者の排除を目的として濫用的に適用するようなことがあってはならない。